

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【会社名】	イメージ情報開発株式会社
【英訳名】	Image Information Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 代永 拓史
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役経営管理室長 佐藤 将夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田猿楽町二丁目4番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 代永拓史及び当社最高財務責任者 佐藤将夫は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀等によって有効に機能しない場合や想定していなかった組織内外の環境変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合があるため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、事業年度末日である2019年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して行いました。

評価の範囲は、連結ベースでの財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価対象とし、全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び連結子会社2社を評価の対象とし、関連文書の確認、記録の検証、関係者への質問等の手続を実施することにより評価いたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、それらの事業拠点における、当社グループの財務報告に大きく影響する勘定科目、すなわち、「売上高」、「売掛金」、「売上原価」に至る業務プロセスを評価の対象と致しました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は2018年9月に外部より過年度の有価証券報告書等に虚偽記載の疑義がある旨の指摘を受け、内部での調査を実施するとともに、2018年12月14日付で指摘事項に関して当社と利害関係の無い外部の専門家による第三者委員会を設置し、当該懸念の事実関係の調査をいたしました。

2019年2月12日付で受理した第三者委員会の調査報告書では、2014年3月期の決算内容に不適切な会計処理が存在した事実及び内部統制上の不備が散見されたとの指摘を受けました。

それに伴い、2014年3月期及びその関連で2015年3月期第1四半期から2019年3月期第2四半期までの訂正四半期報告書及び訂正有価証券報告書並びに関連する訂正決算短信及び2019年3月期第3四半期の四半期報告書を2019年3月8日に関東財務局及び東京証券取引所に提出いたしました。

本件の原因については、経営陣のコンプライアンス意識の欠如、代表取締役への権限集中、取締役会による牽制機能の不全等が指摘されております。

これらの指摘に基づき当社の全社統制及び決算・財務報告プロセスの再評価を行った結果、信頼性のある財務報告の作成を支えるためのコンプライアンス意識及び執行能力を有する人材の確保及び配置、リスクの識別、分析及び評価する作業において各種の要因が財務諸表の作成に及ぼす影響について適切に考慮される体制、違法行為等を防止する内部牽制機能等につき不備があることを確認し、これらの不備は財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、第三者委員会による調査及び当社における内容の精査により特定され、全て財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

また、第三者委員会による再発防止策に関する提言を踏まえて、以下の内容について再発防止策の具体化に取り組んでおりますが、改善の運用完了には時間を要する事項もあり、現時点では開示すべき重要な不備であると判断いたしました。

- (1) 代表取締役社長の変更
- (2) 取締役会におけるコーポレートガバナンス体制の確立
 - ・ 取締役会の体制整備
 - ・ 社外取締役の選任

- . 取締役会運営方法の改善
- (3) 役員のコンプライアンスの徹底
- (4) コンプライアンス委員会の実効性確保
- (5) 管理部門の体制強化
 - . 内部監査室長の採用
 - . 弁護士事務所との顧問契約の再開
 - . 会計基準等に関する研修の実施
- (6) 資本出資時の社内規定の新設
- (7) 稟議決裁制度の改定
- (8) 会計監査人の交代

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。